

報告第26号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定の  
専決処分をしたことの報告について

上記の報告をする。

令和5年11月15日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

地方自治法第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定の  
専決処分をしたことの報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により指定された  
損害賠償額の決定について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定に  
より報告する。

記

番号	相手	概要	賠償金額
			専決処分日
1	杉並区南荻窪 四丁目在住 個人	事故日：令和3年12月13日 場 所：杉並区西荻南四丁目  ・ごみ収集作業中、清掃車両で十字路に進入したところ、右から直進してきた相手方自転車と接触し、破損させるとともに、頭部、左手及び左足を負傷させた。  (環境部)	1,041,730円
			令和5年7月27日
2	埼玉県北葛飾郡 松伏町ゆめみ野 六丁目所在 法人	事故日：令和5年4月19日 場 所：杉並区和泉二丁目  ・ごみ収集作業中、清掃車両で路地に後退で進入したところ、道路脇に駐車していた相手方車両に接触し、破損させた。  (環境部)	310,662円
			令和5年9月5日